

平成二十二年内閣府令第四号

資金移動業者に関する内閣府令
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、資金移動業者に関する内閣府令を次のように定める。

首次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 業務（第十一条—第三十二条の四）
- 第三章 監督（第三十三条—第三十六条）
- 第四章 雜則（第三十六条の二—第四十二条）

附則

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 業務（第十一条—第三十二条の四）
- 第三章 監督（第三十三条—第三十六条）
- 第四章 雜則（第三十六条の二—第四十二条）

第一 chapter 総則

（定義）

第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「外国資金移動業者」、「電子決済手段等取引業者」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「特定信託為替取引」、「銀行等」又は「破産手続開始の申立て等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、外国資金移動業者、電子決済手段、特定信託受益権、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等、特定信託会社、特定信託為替取引、銀行等又は破産手続開始の申立て等をいう。

第二 この府令において「第一種資金移動業」、「第二種資金移動業」、「第三種資金移動業」とは、それぞれ法第三十六条に規定する第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業又は特定資金移動業をいう。

第三 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 取締役等 取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国資金移動業者又は外国信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。）にあつては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者）をいう。

二 資金移動業関係業者 資金移動業者（法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる特定信託会社を含む。以下

「資金移動業者等」という。）、外国資金移動業者、電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。以下同じ。）、外国電子決済手段等取引業者又は信託業法第二条第五項に規定する外國信託業者をいう。）

（訳文の添付）

第二条 法（第三章に限る。次条において同じ。）資金決済に関する法律施行令（以下「令」といふ。第三章に限る。次条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第三十条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあっては、当該財務局長等。第二十二条、第十九条第五号、第二十条、第二十二条の五、第四十条及び第四十一条を除き、以下同じ。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することのできる要件のいずれかに該当することとする。

（訳文の添付）

第一条の二 法第二条の二に規定する内閣府令で定める要件は、受取人（同条に規定する受取人をいう。以下この条において同じ。）が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

（訳文の添付）

一 受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者（第三号において「債務者等」という。）から弁済として資金を受け入れられた時（他の者に資金を受け入れさせる場合にあっては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時）までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。

（訳文の添付）

二 受取人が有する金銭債権が、資金の貸付け、連帯債務者の一人としてする弁済その他のこれらに類する方法によつてする当該金銭債権に係る債務者に対する信用の供与をしたことにより発生したものである場合に、当該金銭債権の回収のために資金を移動させるものであること。

（訳文の添付）

三 次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

（訳文の添付）

イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負つてゐる場合に、当該反対給付に先立つて又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。

（訳文の添付）

ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることとその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させることのできないこと。

（訳文の添付）

ハ 当該特定信託口座の名義

（訳文の添付）

</

十九条の三に規定する在留カードの写し、日本との平和条約に基づき日本の国籍を離した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本）又はこれに代わる書面

三 取締役等の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役等の氏名に併せて前項の規定による届出書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 別紙様式第一号の四又は別紙様式第一号により作成した取締役等の履歴書又は沿革別紙様式第一号の六により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 別紙様式第一号の六により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

六 会計監査人設置会社である場合にあっては、会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

八 事業開始後三事業年度における特定資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面

九 特定資金移動業に関する組織団（内部管理制度に関する業務を行う組織を含む。第六条第十一条において同じ。）

十 特定資金移動業を管理する責任者の履歴書

十一 特定資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるもの）を記載した書面

十二 特定資金移動業の利用者と特定信託為替約書

十三 特定資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書

十四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ 指定特定資金移動業務紛争解決機関（法第三十七条の二第二項の規定により読み替

えて適用する法第五十一条の四第一項第一号に規定する指定特定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下の号及び第二十九条第一項第一号において同じ。）が存在する場合、法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定特定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定特定資金移動業務紛争解決機関が存しない場合、法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十五 その他参考となるべき事項を記載した書面

三 法第三十七条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役とし、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役とし、外国信託会社にあっては外国の法令上これらに相当する者とする。）の氏名

五 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

六 外国信託会社にあっては、国内における代表者の氏名

七 特定資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容

八 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を受け取る場合に代わる書面（登録申請書のその他の記載事項）

九 会計監査人設置会社である場合にあっては、会計監査報告の内容を記載した書面

十 事業開始後三事業年度における資金移動業の種別（法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下同じ。）ごとに収支の見込みを記載した書面

十一 資金移動業に関する組織団

十二 資金移動業を管理する責任者の履歴書

十三 資金移動業に関する社内規則等

十四 資金移動業の利用者と為替取引を行なう際に使用する契約書類

十五 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書

十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五

三 なされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下の号及び第二十九条第一項第一号において同じ。）の氏名、商号又は名称

四 加入する認定資金決済事業者協会（資金移動業者等をその会員（法第八十七条规定する会員をいう。）とするものに限る。以下同じ。）の名称

五 特定信託受益権についての償還を要しない場合

六 取締役等が法第四十条第一項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

七 外国資金移動業者である場合にあっては、外國の法令の規定により当該外国において法第三十七条の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け取る場合に代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

八 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を受け取る場合に代わる書面（登録申請書の添付書類）

九 会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告の内容を記載した書面

十 事業開始後三事業年度における資金移動業の種別（法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下同じ。）ごとに収支の見込みを記載した書面

十一 資金移動業に関する組織団

十二 資金移動業を管理する責任者の履歴書

十三 資金移動業に関する社内規則等

十四 資金移動業の利用者と為替取引を行なう際に使用する契約書類

十五 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書

十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五

三 取締役等の旧氏及び名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革別紙様式第七号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革別紙様式第七号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

六 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革別紙様式第七号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

七 外国資金移動業者である場合にあっては、外國の法令の規定により当該外国において法第三十七条の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け取る場合に代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

八 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を受け取る場合に代わる書面（登録申請書の添付書類）

九 会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告の内容を記載した書面

十 事業開始後三事業年度における資金移動業の種別（法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下同じ。）ごとに収支の見込みを記載した書面

十一 資金移動業に関する組織団

十二 資金移動業を管理する責任者の履歴書

十三 資金移動業に関する社内規則等

十四 資金移動業の利用者と為替取引を行なう際に使用する契約書類

十五 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書

十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五

三 取締役等の旧氏及び名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革別紙様式第七号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革別紙様式第七号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面

六 別紙様式第五号又は別紙様式第六号により作成した取締役等の履歴書又は沿革別紙様式第七号により作成した株主の名簿並びに定款及び登記事項証明書又はこれに代わる書面

七 外国資金移動業者である場合にあっては、外國の法令の規定により当該外国において法第三十七条の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け取る場合に代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

八 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を受け取る場合に代わる書面（登録申請書の添付書類）

九 会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告の内容を記載した書面

十 事業開始後三事業年度における資金移動業の種別（法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下同じ。）ごとに収支の見込みを記載した書面

十一 資金移動業に関する組織団

十二 資金移動業を管理する責任者の履歴書

十三 資金移動業に関する社内規則等

十四 資金移動業の利用者と為替取引を行なう際に使用する契約書類

十五 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書

十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面

イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五

金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。)が存在する場合 法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 法第五十二条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七 その他参考となるべき事項を記載した書面

(登録申請者等への通知)

第七条 金融庁長官は、法第三十九条第二項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による通知をするときは、別紙様式第八号により作成した登録済通知書又は別紙様式第八号の二により作成した登載済通知書により行うものとする。

(資金移動業者登録簿等の縦覧)

第八条 金融庁長官は、その登録又は登載をした資金移動業者等に係る資金移動業者登録簿又は特定信託会社名簿を当該資金移動業者等の本店(外国資金移動業者又は外国信託会社にあっては、国内における主たる営業所。以下同じ。)の所在地を管轄する財務局(福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否)

第九条 法第四十条第一項第十一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため資金移動業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(業務実施計画の認可の申請)

第二 金融庁長官は、法第四十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

(業務実施計画の認可の申請)

第九条の二 資金移動業者等は、法第四十条の二第一項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の二により作成した認可申請書に、別紙様式第九号の三(特定信託会社にあっては、別紙様式第九号の三の二)により作成し

た法第四十条の二第一項の業務実施計画及び当該業務実施計画に関する事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第九条の三 法第四十条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項(特定信託会社にあっては、第四号に掲げる事項を除く。)とする。

一 為替取引による業務の提供方法

二 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

三 犯罪による収益の移転防止(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第一条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。)及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

四 法第五十五条の二の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

五 為替取引に関する事故その他の資金移動業(特定信託会社にあっては、特定資金移動業)に支障を來す事態が発生した場合の対応に関する方針

六 その他第一種資金移動業(特定信託会社にあっては、特定資金移動業)の適正かつ確実な遂行する方針

(業務実施計画の変更の認可の申請等)

第九条の四 資金移動業者等は、業務実施計画の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第九号の四により作成した変更認可申請書に、記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

二 法第四十条の二第一項後段(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 法第四十条の二第一項第一号に規定する上

二 前条第二号に規定する国及び地域を減ずる変更

三 資金移動業者等は、法第四十条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第九号の三の二により作成し

た法第四十条の二第一項の業務実施計画及び当該業務実施計画に関する事項を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第九条の五 資金移動業者は、法第四十一条第一項の変更登録を受けようとするときは、別紙様式第九号の六により作成した変更登録申請書に、同条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第九条の六 法第四十一条第二項において読み替えて準用する法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 別紙様式第九号の七により作成した法第四十条第一項第三号から第五号までに該当しないことを誓約する書面

二 最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書(関連する注記を含む。)又はこれに代わる書面(変更登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその日のにおける貸借対照表又はこれに代わる書面)

三 会計監査人設置会社である場合にあっては、変更登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面

四 新たに當もうとする種別の資金移動業に係る事業の開始後三事業年度における当該種別の資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面

(変更登録申請者への通知)

第九条の七 金融庁長官は、法第四十一条第二項において準用する法第三十九条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号の八により作成した変更登録済通知書により行うものとする。

(変更登録の拒否の通知)

第九条の八 金融庁長官は、法第四十一条第二項において準用する法第四十条第一項の規定による通知をするときは、別紙様式第九号の九により作成した変更登録拒否通知書により行うものとする。

式第九号の五により作成した変更届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

第九条の九 法第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更は、次に掲げる変更(法第三十三条第一項第七号に掲げる事項の変更に伴うものを除く。)とする。

一 各営業日における未達債務の額(法第四十条第二項に規定する未達債務の額をいう。)及び第四項第二号並びに第三十三条第一項第六号において「未達債務算出時点」という。)の算出時点(第十一条第三項及び第四項第二号並びに第三十三条第一項第六号において「未達債務算出時点」という。)及びその算出方法の変更

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る算定期間(法第五十八条の二第二項第一号に規定する算定期間をいう。第二十九条の二第一項第三号及び第三十六条の二第二項第三号において同じ。)の変更(当該算定期間を短縮する変更を除く。)

三 供託期限(法第五十八条の二第五項第三号に規定する供託期限をいう。以下同じ。)の変更(供託期限を短縮する変更を除く。)

四 履行完了額算出時点(第十一条第四項第二号に規定する履行完了額算出時点をいう。)の変更(供託期限を短縮する変更を除く。)

五 新たに電子決済手段(特定信託受益権を除く。次号において同じ。)の発行による為替取引を行つている場合にあつては、発行する電子決済手段の変更

六 電子決済手段の発行による為替取引を行つている場合にあつては、発行する電子決済手段の変更

(変更の届出)

第十条 資金移動業者等は、法第四十一条第三項(法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる変更の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 第三条の三第一号に掲げる変更(当該変更に係る第三条の六第二項第九号から第十二号までに掲げる書類)

二 前条第一号から第四号までに掲げる変更(当該変更に係る第六条第十三号及び第十四号に掲げる書類)

三 前条第五号及び第六号に掲げる変更(当該

(あらかじめ届け出ることを要する変更)

(同項)に規定する預貯金等管理割合をいう。

第二十二条の四第五項第四号及び第五号並に第二十九条の一第一項第四号において「二十」を乗じて得た額を控除した額。次号に

二 未達債務の額が一億円以下であるとき
該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額
において同じ。が一億円以下であるとき
未達債務の額が一億円を超えるとき 当該
未達債務の額から一億円を控除した残額にて
百分の二を乗じて得た額に五百円を加えた額
為替取引に係る業務の承継が行われた場合に
該未達債務の額に百分の五を乗じて得た額
において同じ。

二項

第十二条 法第四十三条第三項に規定する内閣令で定める債券は、次に掲げる債券とする。

一 國債証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。第九条第五号において同じ。）

二 地方債証券

三 政府保証債券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。第二十条第二項第三号において同じ。）

四 金融庁長官の指定する社債券その他の債券（履行保証金に充てることができる債券の評価額）

じ、当該各号に定める額とする。

第十三条 法第四十三条第三項の規定により債券半額を履行保証金に充てる場合における当該債券の評価額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ、

二 前条第二号に掲げる債券 額面金額百円に
つき九十五円として計算した額

三 前条第三号に掲げる債券 額面金額百円に
つき八十円として計算した額

四 前条第四号に掲げる債券 額面金額百円に
つき八十円として計算した額

割引の方法により発行した債券については、
その発行価額に次の算式により算出した額を加
えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適
用する。

(額面金額 - 発行価額) / 発行の日から償還
の日までの年数) × 発行の日から供託の日ま
での年数

3 前項の算式による計算において、発行の日か
ら償還の日までの年数及び発行の日から供託の
日までの年数について生じた一年未満の端数並
びに額面金額と発行価額との差額を発行の日か
ら償還の日までの年数で除した金額について生
じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(履行保証金保全契約の届出)

第十四条 資金移動業者は、法第四十四条の規定
による届出をしようとするときは、別紙様式第一
十一号により作成した履行保証金保全契約届出
書に、履行保証金保全契約に係る契約書の写し
を添付して、金融庁長官に提出しなければなら
ない。

(履行保証金保全契約の内容)

第十四条の二 令第十五条规定する内閣府令で
定める事項は、次に掲げる場合以外の場合に
は、履行保証金保全契約の全部又は一部の解除
を行なうことができないこととする。

一 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動
業に係る直前の算定日(令第十七条第一項第一
一号に規定する算定日をいう。以下同じ。)
における要供託額が、当該算定日における当
該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計
額(同号に規定する履行保証金等合計額をい
う。以下この条及び第十九条第八号において
同じ。)を下回る場合であつて、保全金額
(法第四十四条に規定する保全金額をいう。
以下同じ。)の範囲内において、その下回る

額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

二 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。

三 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における当該種別の資金移動業に係る保全金額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

四 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部の解除を行うとき。

五 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、同項に定める場合に該当することとなつた日における当該種別の資金移動業に係る保全金額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る要履行保証額を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

該各号に掲げる区分とする。

一 海外営業拠点を有する銀行（外国銀行支店）
（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。第六号において同じ。）を除く。第二号において同じ。
最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類が、次の一からハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。）
イ 単体普通株式等 Tier 1 比率 四・五
ロ 単体 Tier 1 比率 六パーセント以上
であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上
であること。

一の二 海外営業拠点を有する長期信用銀行
最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類における国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次の一からハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。）
イ 単体普通出資等 Tier 1 比率 四・五
ロ 単体 Tier 1 比率 六パーセント以上
であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上
であること。

一の三 海外拠点を有する信用金庫連合会 最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあつては、当該説明書類における国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。）
イ 単体普通出資等 Tier 1 比率 四・五
ロ 単体 Tier 1 比率 六パーセント以上
であること。

ハ 単体総自己資本比率 八パーセント以上
であること。

二 前条第一項第一号に掲げる債券 百分の九
三 前条第一項第三号に掲げる債券 百分の九
四 前条第一項第四号に掲げる債券 百分の八
五 前条第一項第五号に掲げる債券 百分の八
六 前条第二項第六号に掲げる債券 百分の八
七 前条第二項第七号に掲げる債券 百分の八
八 前条第二項第八号に掲げる債券 百分の八
九 前条第二項第九号に掲げる債券 百分の八
十 前条第二項第十号に掲げる債券 百分の八
十一 前条第二項第十一号に掲げる債券 百分の八
十二 前条第二項第十二号に掲げる債券 百分の八
十三 前条第二項第十三号に掲げる債券 百分の八
十四 前条第二項第十四号に掲げる債券 百分の八
十五 前条第二項第十五号に掲げる債券 百分の八
十六 前条第二項第十六号に掲げる債券 百分の八
（履行保証金信託契約の全部の解除）
第二十一条の二 資金移動業者は、履行保証金信託契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十四号により作成した履行保証金信託契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。
(預貯金等による管理の方法)
第二十一条の三 法第四十五条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一 銀行等に対する預貯金により管理する方法
(法第四十五条の二第一項により管理しなければならないものとされている金額であることがその名義により明らかなものに限る。)
二 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものにより管理する方法
(法第四十五条の二第一項により管理しなければならないものとされている金額であることがその名義により明らかなものに限る。)(預貯金等による管理に係る届出等)
第二十二条の四 資金移動業者は、法第四十五条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十五号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。
2 法第四十五条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 商号
二 登録年月日及び登録番号
三 次のイ及びロに掲げる金銭の管理の方法の区分に応じ当該イ及びロに定める事項
イ 前条第一号に掲げる方法 次に掲げる事項
(1) 預貯金口座のある銀行等の商号又は名称及び所在地
(2) 預貯金口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

預貯金の名義

式第十七号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。
法第四十五条の二第五項に規定する内閣府令

係る供託書正本を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。(債務の履行をすることができない場合の公告)

ものとする。
（資金移動業に係る情報の安全管理措置）

第二十四条 資金移動業者等は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業に係る電子情報処

理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(個人利用者情報の安全管理措置等)
第二十五条 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安

小口資金の動向に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、

当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければなら

（個人利用者情報の漏えい等の報告）
ない。

第二十五条の二 資金移動業者等は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第百四十二号））

(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅

失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた

旨を財務局長等に速やかに報告することその他
の適切な措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)
第二十六条 資金移動業者等は、その取り扱う個

人である資金移動業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他、特別の非公開情報（二）の義

いての情勢その他の特別の非公開情勢（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保を

の他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じな

（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するた
くればならない。

第二十七条 (めの措置) 資金移動業者等は、資金移動業の一

部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

九月九日

一 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等によつて、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行ふための措置

三 委託先が行う資金移動業に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、資金移動業の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 資金移動業者等の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置
(銀行等が行う為替取引との誤認防止)

第二十八条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行わなければならぬ。い。

二 資金移動業者等は、前項に規定する説明を行ふ場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 銀行等が行う為替取引ではないこと。
二 預金若しくは貯金又は定期積金等(銀行法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。)を受け入れるものではないこと。

三 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十三条又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第五十五条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。

四 その他銀行等が行う為替取引との誤認防止に関する参考となると認められる事項(利用者に対する情報の提供)

第二十九条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者(資金移動業関係業者を除く。以下この条から第三十条までにおいて同じ。)との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の

区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

本その他当該契約の内容に關し参考となると認められる事項

四 法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている場合にあつては、預貯金等管理割合及び法第五十九条第一項ただし書に規定する権利の内容

五 為替取引に係る業務に關し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他

六 の対応に關する方針
その他前各号に掲げる事項に關し参考とな
ると認められる事項

資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は電子決済手段(又は)業者が当該利用者

四号に掲げる行為を行う場合において、前項各

号に掲げる事項についての情報を提供するときは、同時に、次に掲げる事項についての情報も是共しなければならぬ。

提供しなければならない。一、当該資金移動業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が

理由 生ずるおそれがあるときは、その旨及びその

二 前号及び次条第二項第二号に掲げるもののほか、当該資金移動業について利用者の判断

に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるとき

三 は、その旨及びその理由
その他当該資金移動業の内容に関し参考となるべく認められる事項

なると謂ひ得る事功
前二項の為替取引について当該為替取引に係
る電子決済手段等取引業者が利用者に対しこれ

らの規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、当該規定にかかるらず、当該利

用者に対し、当該規定により情報を提供するこ
とを要しない。

(電子決済手段の内容に関する説明)

の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に對し、書面の交付その他の適切な方法によ

い対し、書面の交換その他の通じが不満があり、電子決済手段の内容に関する説明を行わなければならぬ。

資金移動業者等は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものと

する。
一 電子決済手段は本邦通貨又は外国通貨では
ないこと。

- 二 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- 三 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができるること。
- 四 発行する電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）
- 五 当該資金移動業者等に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続
- 六 その他電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項
- 3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行うときは、資金移動業者等は同項の規定にかかると認められる事項を記載した書面を交付され、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。（受取証書の交付）
- 第三十条 資金移動業者等は、その行う為替取引に係り、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。ただし、資金移動業者が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みにより資金を受領する場合にあっては、当該利用者の請求があつたときに限り、適用する。
- 3 第一項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする資金移動業者等は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該利用者が書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が当該申出を撤回した場合は、この限りでない。
- 4 第一項及び前項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げる

二 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 電子決済手段は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができるること。

四 発行する電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）

五 当該資金移動業者等に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続

六 その他電子決済手段の内容に関し参考となると認められる事項

- 5
- 一 電磁的方法による提供を受けない旨の申出又は当該申出の撤回をする場合 次に掲げる方法
- (1) ファイルによる記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することのできない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次号ロにおいて同じ。）をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを作成する方法
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- (2) 送信者の使用に係る電子機器と受信者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法
- (2) 送信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該情報の記録する方法
- 6 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の提供を行つたときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかると認められる利用者の資金を保有しないための措置
- 7 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前各項の規定に準じて第一項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の提供を行つたときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかると認められる利用者の資金を保有しないための措置
- 第三十条の二 資金移動業者（第二種資金移動業を営む者に限る。次項において同じ。）は、各利用者に對して負担している為替取引（第二種資金移動業に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に関する債務の額が、令第十二条の二第一項に規定する額を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない。
- 第三十条の三 履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

ものにあつては、送信した日又は閲覧に供した日から三月間、受信者の請求により、送信者が電磁的方法により提供した事項に係る書面の交付を行うものであること。

第四項第二号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第五項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置

第六項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第七項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第八項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第九項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第十項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第十一項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第十二項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第十三項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第十四項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第十五項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第十六項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第十七項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第十八項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第十九項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第二十項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第二十一項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第二十二項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第二十三項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第二十四項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第二十五項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第二十六項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第二十七項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

第二十八項第一号イの「電子情報処理組織」は、各利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

られるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。

（利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置）

（利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置）

する。

行う場合にあつては、当該利用者が当該資金移動業者等と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二 資金と専門の利用を行なう電気通信会社に依る接続による電子計算機を利用して為替取引に係る指図を受ける場合にあつては、当該指図の内容を、当該利用者が当該指図に係る十章幾段落と行う祭に容易に准認し及び丁

計算機の操作を行な際に容易に研議し及て語正することができるようとするための適切な措置

四 為替取引に係る業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあっては、当該業務に関し資金移動業の利用者以外の者

に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針を当該者に周知するための適切な措置

五 資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合にあつて

は、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は資金移動業の

適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないことこれを要旨措置

ためには必要な措置

第六条第一項に定める要件を満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置

(社内規則等)
第三十二条 資金移動業者等は、その業務の内容

及び方法に応じ、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を

確保するための措置（当該資金移動業者等が講ずる法第五十一条の四第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合

第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。)に該する社内

規則等を定めるとともに、従業者に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則

等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(第一種資金移動業に関し負担する債務の制限)
第三十二条の二 法第五十一条の二第一項に規定

する内閣府令で定める事項は、
一 移動する資金の額
とする。
次に掲げる事項

二 一
三 二
四 三
五 一
六 二
七 三
八 一
九 二
十 三

ハ 資金移動業関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 認定資金決済事業者協会が行う苦情の解決により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより資金移動業関連苦情の処理を図ること。

四 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

五 資金移動業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人材構成を有する法人（法第九十九条第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により資金移動業関連苦情の処理を図ること。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十九項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二条第二十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

三 令第二十四条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

四 資金移動業関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人材構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること。

五 前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかるわらず、資金移動業者等は、

次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連競争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 法第一百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。（以下この号において同じ。））のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第一百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

第三章 監督

（資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存）

第三十三条 法第五十二条に規定する資金移動業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 資金移動業の種別ごとの取引記録

二 総勘定元帳

三 資金移動業の利用者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことと/orの内容とする契約を締結している場合にあつては、顧客勘定元帳

四 各営業日における資金移動業の種別ごとの未達債務の額及び要履行保証額（法第四十三条第二項に規定する要履行保証額をいう。）の記録

五 第十一条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により算出した額を未達債務の額としている場合にあつては、各営業日にお

二項	適用する法第四十三条第一項の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者については、当該政令で定める額）を控除した	を控除した
号八 第九条第一項	第十条第一項 第十一条第一項 第十二条第一項 第十三条第一項 第十四条第一項 第十五条第一項	第十条第一項 第十一条第一項 第十二条第一項 第十三条第一項 第十四条第一項 第十五条第一項
第五十九条第一項	第六十条第一項 第六十一条第一項 第六十二条第一項 第六十三条第一項 第六十四条第一項 第六十五条第一項	第六十条第一項 第六十一条第一項 第六十二条第一項 第六十三条第一項 第六十四条第一項 第六十五条第一項
第五十九条第一項	第六十条第一項 第六十一条第一項 第六十二条第一項 第六十三条第一項 第六十四条第一項 第六十五条第一項	第六十条第一項 第六十一条第一項 第六十二条第一項 第六十三条第一項 第六十四条第一項 第六十五条第一項
第五十九条第一項	第六十条第一項 第六十一条第一項 第六十二条第一項 第六十三条第一項 第六十四条第一項 第六十五条第一項	第六十条第一項 第六十一条第一項 第六十二条第一項 第六十三条第一項 第六十四条第一項 第六十五条第一項

第五項の規定による配当表の作成、公示又は通知に係る事務、同条第十項及び第十一項の規定による仮配当に係る事務その他の権利の実行の手続に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

6 資金移動業者等が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなけれ

第四十条 資金移動業者等（法第三二七条の登録を受けようとする者及び法第三十七条の二第三項の規定による届出をしようとする特定信託会社を含む。次項において同じ。）は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該資金移動業者等の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）を経由してこれを提出しなければならない。

資金移動業者等は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者等の本店の所在地を管轄する財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長（以下この項及び次条において「財務事務所長等」という。）があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第四十一条 資金移動業者等は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき

封緘様式1号(第3条の6第1項関係)		(日本郵便宛次A-4) (第1面) 年 月 日
封札(文) 局長 説	(郵便局番号) 届出者 位 所 電話番号 () 真 号 代表者の 氏 名	

易 出 帰
特定資金移動勘を対応するため、資金決済に関する法律第2条の第2項の規定により届け出ます。この基準及び取扱書類の記載事項は、事実に苟迷ありません。
(記載上の注意)
凡て改めた者においては、田畠氏及び名を「代表者の氏名」欄に括弧書き併せて記載すること

第(2)回	
前回登場人物名	脚本(支)局番 第()号 年()月()日
1. 両親	(年齢)
2. 代 表 会 社	
3. 旅 所	(場所番号) 一 電話番号() -
4. 購入品の金額	
5. 利用料金の金額(税込)	(年額) 正式会員名前
	会 員 名
6. 利用料金の支拂方法(銀行口座記入欄を必ず記入して下さい)	(年額) 貸付金額() 期初()月 期終()月

(記載上の注意)

	电话号码（ ）	—

(此表一式三份，由甲乙双方各执一份)

(記入用) 3月用

- 特記事項(移動歴の業種上必要な注記が行われる欄所を記載すること。)
- 「営業所の名称及び所在地」について記載されないとときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3項の次に添付すること。
- 国外に在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載すること。

記入するごとに○を打てなさい。	
8. 安全神経の算出方法	□ 算出式による方法 □ 特定定期受取金額による方法
9. 特定定期受取金額による方法	□ 特定期定期預金の預り金額 □ 特定期定期預金の預り金額 □ 特定期定期預金の預り金額
10. 特定期定期預金	□ 月次定期預金等 □ 年次定期預金等
11. 貯蓄定期預金等	□ 貯定期定期預金等 □ 貯定期定期預金等

参考書名/参考文献利用
参考書名: 小川一郎著「植物の生態」、(株)アーバン社著「植物の生態」(その他の書籍又はこれらとの連携書)
参考書名: ① 植物の生态学(日本農業大百科事典編集委員会編著)
参考書名: ② 植物の生态学(日本農業大百科事典編著)
参考書名: ③ 植物の生态学(日本農業大百科事典編著)
参考書名: ④ 植物の生态学(日本農業大百科事典編著)

② 特定認証受信基盤の発行点、消滅点及び移動点

1. 「利回り」及び「利潤率」は、特定財産会社が特定財産受益権の受益者に対して負担する賃貸費用及び第3条の7に規定する特別な取扱いを施す場合による賃貸費用の区分額及び賃貸費用を算出すること。

2. 「移転料」は、利回りが利潤率に對して特定財産受益権を算出することを認めた場合に、特定財産受益権の受益者が受け取るべき額を記載すること。

3. 請求されることはなきことは、この様式の様により作成した書面に記載して、その書面を第5項の次に添付すること。
(第9項)

③ 特定領域為替教引の概要圖

1000 1000 1000 1000

(記載の注意)

- 業務取扱状況は、特定資金移動業の一部署を第三者に委託している場合に、特定販路為替手形の形態ごとに記載すること。
- 業務取扱状況について記載されないとときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2項の次に添付するところ。
- 氏を改めた者においては、旧姓及び名を「氏名又は肩書きは名称」欄に括弧書きで併

別紙様式第1号の2（第3条の6第1項関係）

2. 既に改めてる人においては、田畠及び名「田畠、田畠又は姓氏」欄に既述者並びに記載することができる。
3. 「既述欄」とは、第3条の6第3項第10号に規定する記載欄をいう。
4. 係る既述の後欄の各の字を複数に依りて作成すること。
5. 「前欄」とは、第3条の6第3項第10号に規定する記載欄の複数の欄に対する同回に複数の既述を記載する記録欄の総称の言合せをさす。
6. 記入しないときは、この般式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8条の本文に添付すること。

別紙第1項第1号の第2(第3条の6第1項関係)		(日本国を被入国人)	
		年	月 日
財務 (氏) 姓 氏	(被入国人名)		
財務 (氏) 姓 氏	提出者 姓 氏	年	月 日
財務 (氏) 姓 氏	面 用	年	月 日
財務 (氏) 姓 氏	代表者の名前	年	月 日
財務 (氏) 姓 氏	代理人の名前	年	月 日
備考欄			
特定実業家等の資本を有するにあつては、向う記載の法規等の第3項の規定により届け出ることとする。			
この届出書は、被入国人の意思表示であることを示すものとする。			
（被入國の認定）			
三 会員登録欄		四 被入者登録欄	
（会員登録欄）		（被入者登録欄）	
1. 姓	号		

(記載上の注意)
特定会社は、電子決済手段等を引換業者、業務受託者及び利害者の間における役員登録料及び特定期間の保有権引当権を、特定会社登録様式の名前ごとに階層に記載すること。また、特定期間会社が特定会社登録料及び権利者登録料において負担する利害者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

委託先の氏名等		委託による業務の内容
氏名又は登録若しくは名称	住所	

(実験上の注意)

(記載上の仕様)

- 業務承認状況は、特定資本移動業の一部を第三者に委託している場合に、特定期間経過率取引の実績ごとに記載すること。
- 業務承認状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を7面目以下に添付すること。
- 氏名を記入するときは、旧姓及び名を「氏名又は商号直しくは名前」欄に括弧書き併せて記載することとする。

(国載の注意)

- 「主張権者」とは、第5条の第6項第16項に規定する主張権者をいいう。
- 「既收の事実」においては、既收及び各名（署名、商号又は名前）欄に無捺印で承認することをさす。
- 「請求権者」とは、第8条の第5項に規定する請求権者をいいう。
- 「保証権者」とは、第8条の第6項に規定する保証権者をいいう。
- 「被保証権者」とは、第5条の第6項第16項に規定する被保証権者の取扱の取扱に対する同意に反対する主張権者の保証権の総合比率をいいう。
- 記載されないときは、この様式の例によつて作成した書面に記載して、その書面を第8条の書面の次に添付すること。

12. 経営者(経営者等第2条第1項に規定する経営者をいう)以外の行っている事業の種類

(記載上の注意)
各会員は事業を分業規制分野に沿って記載すること。
13. 加入する認定金の許認多会員会の名称

1

別紙様式第1号の3（第3条の6第2項関係）

別紙様式第1号の4（第3条の6第2項関係）

別紙様式第1号の5（第3条の6第2項関係）

別紙様式第1号の6（第3条の6第2項、第10条第3項関係）

別紙第1項の3(第5条の6第2号関係)		(日本産業規格A4)
		年 月 日
財務(次) 長井 駿	年 月 代表者の名 氏 姓 爵 者	
当社は、前項の規定に従う財務監査の第7条及び第8条に該当しないことを願います。 (監査人印跡)		
其の外の者においては、同式及び名前(代表者の名前)欄に機密保持で記載することができる。		

同様式第1号の5(第3条の4第2項関係)		(日本産業規格A1)
印　刷		
いわゆる 会　社　は、 その社長 代表者の名前 所 在 地 (郵便番号) _____ 電話番号 () - 設立年月日 及 び所在地 設立の種類		
年　月　日　　沿　革　の　内　容 設立の 時　間 上記のとおり相手なりまさん。 年　月　日　　代表者の名前		

別紙様式第2号（第4条関係）

(法規上の記載)

- 1. 「該機関の法規」とは、第3条の6第3項第1号に規定する他の性たる該機関をいう。
- 2. 「該機関の名前」においては、社名並びに「(仮)」(仮称又は別称)、略称による者を併せて記載することとする。
- 3. 「該機関」とは、第3条の6第3項第1号に規定する該機関をいう。
- 4. 係する該機関の事務の多寡に依り(2名を含むをも)について記載すること。
- 5. 「(同一)」(同一人)は、小字で2名を記入して1位の位置で記載すること。
- 6. 「該基盤者の名前」は、該機関を保有する者が当該基盤者の役員及びその親族である場合に、その旨を記載すること。

B 利用者からの苦情又は相談に応じる旨営業所の所在地及び連絡先	
(ふりがな)	（郵便番号）
営業所の所在地	（郵便番号）
連絡先	電話番号() -

等」に括弧番号で付せて記載することができる。		
(第38回)		
7. 営業所の名称及び所在地		
名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号() -
		電話番号() -
		電話番号() -

(記載の注意)

1. 資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例によ
り作成した書面に記して、その書面を領収の次に添付すること。
3. 国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国

のみを記載することができる。	(第4回)
K. 資金移動額の種別	
1 第一種資金移動(年 月 日)	
(資金決済に関する法律第40条の2第1項の認可年月日 : 年 月 日)	
2 第二種資金移動(年 月 日)	
3 第三種資金移動(年 月 日)	

（参考）

- 1. 「電子機器の取扱い」は、安全基準等の規格に該当する旨で記載すること。また、電子機器の取扱いに関する注意事項を記載する場合は、その内容を記載すること。
- 2. 「電気的接続手順」は、接続する際の手順を示すものとし、電子機器の取扱い規則に記載する場合は、その内容を記載すること。
- 3. 「電子機器の操作手順」は、操作する際の手順を示すものとし、電子機器の取扱い規則に記載する場合は、その内容を記載すること。
- 4. 「電子機器の保守手順」は、定期的に実施する保守手順を示すものとし、電子機器の取扱い規則に記載する場合は、その内容を記載すること。
- 5. 「電子機器の修理手順」は、修理する際の手順を示すものとし、電子機器の取扱い規則に記載する場合は、その内容を記載すること。
- 6. 「電子機器の初期設定」は、初期設定を行う際の手順を示すものとし、電子機器の取扱い規則に記載する場合は、その内容を記載すること。
- 7. 「当該電子機器の修理規則」は、修理料金の算定方法について記載する場合。

7. 「為替取引の標準実行期間」は、主要国・地域別の標準実行期間について記載す

(2) 未達債務算出時点、確定完了額算出時点、算定期間、未達債務算出方法及び供述額

(3) 資金移動の概要図

100

(記載のないは)資
金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利害者の間における役務供給及び賃金移動の形態を、資金移動業者の名称ごと(電子決済手段を発行する場合は、電子決済手段の名称ごとに)別紙に示し、資金移動業者の種別や預託者で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利害者の個人情報をついて、その保管場所を含む管理体制を記載すること。
(略記)

(4) 勘定書の状況			差引に係る事項の内容
支 払 の 件 名 等	期 初 金額	期 末 金額	
支払又は預金等としてある額	1,000	1,000	

(勘定上の問題)

- 勘定書の状況は、資金余缺の一部を第三者に委託している場合に、資金余缺の範囲で、その他の取扱いとする。
- 勘定書の状況は、預金等のうち、この様式の様によつて作成した書類の範囲で、その他の取扱いとする。
- 勘定書の状況は、出金又は「支払又は預金等としてある額」欄に記載

で併せて記載することができる。
(第2回)
(5) 為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し

(記載上の注意)
為替証書等を発行する場合には、発行する為替証書等の全てについて貼付すること
(第10面)

10. 主要株主の氏名、商号又は名称 〔ふりがな〕	保有する議決権の数	割合
氏名、商号又は名称		

(記載上の注意)
1. 「主要株主」とは、第3条の2第1項第10号に規定する主要株主をいう。
2. 氏を改めた者においては、出氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書きで併記することとする。

別紙様式第5号（第6条関係）

別紙様式第6号（第6条関係）

別紙様式第7号（第6条、第10条第2項関係）

（記載の仕様）

1. 法第40条第1項第11号に規定する取締役等について記載すること。
2. 既に改められた者においては、氏名及び名を「氏名」欄に括弧添て併せて記載ができる。
3. 「履歴及び隸属状況」は、最終学歴、主な歴史及び現在の就職状況を記載すること。
4. 「賞罰」は、法第40条第1項第11号へからまで該当するものを全て記載すること。

日本郵便規格 通達式様式6号(各項用印)	
日	
(日本郵便規格)	
ふりがな 送付文書名 送付方法 代書者の氏名 件名 郵便番号() 電話番号() — 送付年月日 送付料金 第二の種類	
内 容	
被送付者 の記入欄	被送付者 の記入欄
	被送付者 の記入欄
対 応 欄	対 応 欄
	対 応 欄
上記のとおり郵便あて書き 年 月 日 代書者の氏名	

(記載の仕方)

1. 徒歩の場合は1項目11号に規定する取扱役等について記載すること。
2. 「番号又は名前」は、番号論の商号等の名称を記載すること。
3. 氏を改めた者においては、氏既び名を「代表者の氏の様」に括弧添付併せて記載すること。
4. 「住所」は、記里十ヶキ本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
5. 会計事項においては、政次時の事項の記載は不要。
6. 「貿易」は、法第9条第1項11号「瓦斯に該当するものを企て記載すること。」

(記載上の注意)

1. 「被扶養の議決権」とは、第3条の6第項第10号に規定する直接扶養の議決権をいう。
2. 氏名改めの者については、田代氏及び名を「氏名、商義又は名称」欄に該当欄で併せて記載することとする。
3. 「議決権」とは、第3条の6第項第10号に規定する議決権をいう。
4. 保有する議決権の数の算定に際しては、(1)法人と個人、(2)について記載すること。
5. 「新規の(A)」は、小数点以下を四捨五入して一位まで記載すること。
6. 「登録申請者の問合せ欄」は、議決権を保有する者が登録申請者の取扱員及びそ

別紙様式第6号(第7条各款)		(本文契約書に付し、本件契約書に付する)	
(日本通運某便 A4)			
文 章 番 号		年 月 日	
開 号		封 付	(支) 営業
代表者の氏名		封筒内記載の事項について	
年 月 日			
年 月 日			
記			
受取 番 号	財務 (支) 部長	年	月
登録番号年月日			

副業登録式第5号(第7条各款)		(日本商業新聞社A入)
		文 章 善 司
		年 月 日
商 号	業	
代表者の氏名		
財務 (会社) 部長		
特定社会会員登録への意願について		
年 月 日付で提出のあった既況のことについては、下記のとおり更正したので通知します。		
記		
基盤登録番号	財務 (会社) 部長第	号
基盤登録日	年 月 日	

別紙様式の手引(取扱いの範囲)		(日本書親鑑 用印)
申請者 枝野多喜 財團法人国際 扶桑文化会館 代表者名 枝野多喜 性別 男 年齢 50歳 氏名 枝野多喜 代考者の 氏名		
審査料 申請料		
会員登録料 会員登録料は会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定により算定して 支払うべき金額を指す。会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定による 算定の方法は、会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定に準拠して、申請料 の範囲(申請料の範囲)の規定による算定の方法を用いて算定する。 会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定による算定の方法は、会員登録料 の範囲(会員登録料の範囲)の規定による算定の方法を用いて算定する。		
会員登録料 会員登録料は会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定により算定して 支払うべき金額を指す。会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定による 算定の方法は、会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定に準拠して、申請料 の範囲(申請料の範囲)の規定による算定の方法を用いて算定する。 会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定による算定の方法は、会員登録料 の範囲(会員登録料の範囲)の規定による算定の方法を用いて算定する。		
会員登録料 会員登録料は会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定により算定して 支払うべき金額を指す。会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定による 算定の方法は、会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定に準拠して、申請料 の範囲(申請料の範囲)の規定による算定の方法を用いて算定する。 会員登録料の範囲(会員登録料の範囲)の規定による算定の方法は、会員登録料 の範囲(会員登録料の範囲)の規定による算定の方法を用いて算定する。		

別紙様式第9号の3（第9条の2関係）	
(日本産業規格)	
1. 本規	基準実用範囲
2. 本規範は、より 種々なさらなる規の 開拓に向けたもの	前方回
3. 本規範は、より行 たる本規範をもつて 本規範の適用範域を 定められたもの	別紙1のとおり
4. 本規範は、より行 たる本規範をもつて 本規範の適用範域を 定められたもの	別紙2のとおり
5. 本規範は、より行 たる本規範をもつて 本規範の適用範域を 定められたもの	別紙3のとおり
6. 本規範は、より行 たる本規範をもつて 本規範の適用範域を 定められたもの	別紙4のとおり
7. 本規範は、より行 たる本規範をもつて 本規範の適用範域を 定められたもの	別紙5のとおり
8. 本規範は、より行 たる本規範をもつて 本規範の適用範域を 定められたもの	別紙6のとおり
9. 本規範は、より行 たる本規範をもつて 本規範の適用範域を 定められたもの	別紙7のとおり
10. 本規範は、より行 たる本規範をもつて 本規範の適用範域を 定められたもの	別紙8のとおり
11. 本規範は、より行 たる本規範をもつて 本規範の適用範域を 定められたもの	別紙9のとおり
12. 本規範は、より行 たる本規範をもつて 本規範の適用範域を 定められたもの	別紙10のとおり
「本規範により移動させる資金の額の上限」に関する参考書類として、第9条 第9条及び第10条に属する書類を記載すること。	
(9回)	

3. 为替取引を行うために使用する電子機械的装置の管理の方法

(1) ジャンクの概要

1. 「ジャンクの概要」は、資金移動の実施者と管理者とのスキーム、顧客 登録情報、取扱い規則等について記載する。
2. 「ジャンクの概要」は、顧客登録規則(マニュアル)を記載する。
3. 「ジャンクの概要」は、この様式の例により作成した書類に記載すること。
4. 为替取引を行なうために使用する電子機械的装置の管理に係る社内規則等を行なうこと。

(9回)

4. 为替取引に係る書類の提出の方法

(1) 为替取引に係る書類の提出方法

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所
・バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(9回)

5. 为替取引に係る書類の提出方法

(1) 为替取引に係る書類の提出方法

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所
・バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(9回)

6. 为替取引に係る書類の提出方法

(1) 为替取引に係る書類の提出方法

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所

(9回)

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所
・バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(9回)

7. 为替取引に係る書類の提出方法

(1) 为替取引に係る書類の提出方法

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所

(9回)

8. 为替取引に係る書類の提出方法

(1) 为替取引に係る書類の提出方法

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所

(9回)

9. 为替取引に係る書類の提出方法

(1) 为替取引に係る書類の提出方法

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所

(9回)

10. 为替取引に係る書類の提出方法

(1) 为替取引に係る書類の提出方法

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所

(9回)

11. 为替取引に係る書類の提出方法

(1) 为替取引に係る書類の提出方法

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所

(9回)

12. 为替取引に係る書類の提出方法

(1) 为替取引に係る書類の提出方法

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所

(9回)

13. 为替取引に係る書類の提出方法

(1) 为替取引に係る書類の提出方法

1. 「シスクの概要」
・バックアップシステムの有無及び保護場所

(9回)

別紙様式第17号（第21条の4第6項関係）

8. その他参考となる事項

(記載上の注意)

変更の要因が賃料等賃借料の引き上げである場合には、当該引上げを行うことにより負担しないことをする履行保証金の全部若しくは一部又は算定し一回で免除することとする履行保証金の契約規約若しくは履行保証金の契約からなるときは、その内容を記載すること。

6. 預貯金等管理制度了日における第 三種資本移動率に係る銀行保証金 の額、預金金額及び預託財産の額 又はこれらの見込額の合計額	円
---	---

「預約金等管理制度」とは、法第45条の2第5項に規定する預約金等管理制度

修了日をいう（以下この様式において同じ）。

7. 預託金等管理制度終了日における第三種資金移動額に係る履行保証金の額、保全金額及び該計算の算定期との日数

制度の信託財産の範囲はこれらの範囲
① 指定に係る銀行保証金の内容(執務所名) >

4. 優良の報告

--	--	--

□、認賛国債以外の債券の場合

	田	田	%	田

八、經營國債之場合				
地點地點	該經	合規	報應率	報償額

供給業者	品種	量(袋)	割合	評議期
田中	白	100	100%	田中

(記載上の注意)

「接觸回復」とは、その権利の障害が社員等の接觸に關する法律の規定による接觸回復の記載又は記載により定まるものとされる回復をいう。

契約の相手方 契約年月日 契約対象期間 契約金額

四

Table 1. Summary of the main characteristics of the four groups of patients.

③ 履行保証書信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	誓約財産の額
（略）	（略）	（略）	円

(年月日現在)

(記載上の注意)
預貯金等管理終了日における第三種資金移動勘定に係る資産保全の状況にて記載すること。また、法第63条第2項に基づく未収復査の額等に関する事項

審その他の財務(文)同長に提出した書類における第三種資金移動額に係る直近の説明している現在保証金又は経営している現在保証金を算定するところは様

1) 个人习惯	
2) 财务知识	
3) 食物营养	
4) 家庭经营	
5) 必需设备	
6) 人际沟通	
7) 调适	
8) 其他	

(1) 第一维综合技能量表 (单位：百分比)

用(关键)	能(关键)	会(关键)	想(不)
完全正确			
完全错误			
部分正确			
部分错误			
无经验			

(2) 特定综合技能量表 (单位：百分比)

用(关键)	能(关键)	会(关键)	想(不)
完全正确			
完全错误			
部分正确			
部分错误			
无经验			

所必要資金			
借入額度			
増資額度			
その他			

(記入上の注意)

- 「資本移動額に係る収支の状況」の記載上の留意点及び、それに準じて記載すること
- 翌年も申告書(特定貸付会社)にあっては、「届出書」の第4項の「資金移動事務の種別」一である場合又は特定貸付会社が特定貸金移動事務のみを営む場合には、「資金移動の種別ごとの収支の状況」の記載を省略することができる。

別紙様式第21号（第35条第2項関係）

版面費	一般管理費		
營業利益			
折舊必要資金			
借入額度			
借出額度			
その他			

(記載上の注意)

- 「資金移動率に係る収支の状況」の記載上の注意2、及び3、に準じて記載すること。
- 登録申請書(特定販社会社にあっては、届出書)の第9面の「資金移動業の種別」が「一般」である場合は又は特定販社会社が特定資金移動業の旨を記す場合には、「資金移動業の種別」の「他の販売会社」の欄に記入せよ。ただし、(イ)及び(ウ)。

別紙様式第21号(第25条第2項関係)
(日本産業規格JIS)
(第1面)
年 月 日

財務(支店)長	國	申	月	日
部署番号	財務(支店)長署	係		
経理受付番号	財務(支店)長受付	係	号	
住 所	郵便番号(一)			
	電話番号(一)			
郵便番号				
代表者名				
氏名				
未提出の書類等に関する報告書				
(記載上の注意)				
1. 本請求書各欄の申請事項は、本社営業部にあっては、該請求書の範囲の範囲に 「是認書」は、本社営業部各係(法務課の場合は、法務課の範囲に限り)に記入して 提出をめぐらす。その際は、是認書の上に「是認」の印を捺すことを要する。 2. 本請求書は、提出の上に「是認」の印を捺すことを要する。 3. 本請求書は、提出の上に「是認」の印を捺すことを要する。 4. 本請求書は、提出の上に「是認」の印を捺すことを要する。				

又は「ひな」欄に当該氏別及び母子併記欄に併せて記載し、又は該氏別IC及び母子併記欄に記載することができる。

- 後第37条の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第37条の2第3項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

本部会員登録の概要			
登録年月	年	月	日
報告対象期間	年	月	日から まで
	(例) 年度	(例) 月	(例) 日
	(例) 第1回	(例) 第1回	(例) 第1回
	(例) 第2回	(例) 第2回	(例) 第2回
	(例) 第3回	(例) 第3回	(例) 第3回
	(例) 第4回	(例) 第4回	(例) 第4回
報告基準における会員登録件数			(例) 定員(会員登録料)
	(例) 合計登録件数	(例) 合計登録件数	(例) 合計登録料
新規登録件数	(例) 1件	(例) 1件	(例) 1件
登録料金合計	(例) 1円	(例) 1円	(例) 1円
既存登録件数	(例) 1件	(例) 1件	(例) 1件
登録料金合計	(例) 1円	(例) 1円	(例) 1円
合計登録件数	(例) 2件	(例) 2件	(例) 2円
合計登録料金	(例) 2円	(例) 2円	(例) 2円

(記載上の注意) **参考文献** 項目は、著者名と題名、出版社名、出版年月日を記入する。

- 「第1種」、「第2種」及び「第3種」、そのいずれ第一種扶養移住者、第二種扶養移住者及び第三種扶養移住者をいう(以下この法律において同じ)。
- 「未承認債務」は、賃貸移住者(特定扶養移住者を除く、以下この法律において同じ)の債務に別に付て、同居の親族(内親)による債務者として負担する債務の額と同額にある債務者に対して負担する債務の額を区別することのできる場合、同居の親族による限り、に対して自負する債務の額について、特定扶養移住者や賃貸移住者は、「未承認債務の額」を「特定扶養受取種の扶養移住の合意額」と記載して記載すること。また、法務省令の第2項の規定の適用を受けている場合には、第三種扶養移住者

移動勤務による木造債務の額の内訳として、①は当該第三種資本移動勤務による木造債務の額に預託金等管理割合(同第1項に規定する預託金等管理割合をいう。以下この様式において同じ。)を乗じて得た額を、それらは当該第三種資本移動勤務による木造債務から①の算定額を控除した額を、それぞれ記載すること。なお、外貨建てで債務を

6) 〔記載の順序〕記載順を記述する。ただし、外貨通帳では機械を負担する場合には、当該債務の額を本通帳に換算した上で記載すること(本通帳への換算に用いた率についても括弧にて記載すること。)。

7) 「基準債務における未達債務額」は、延滞債権の取扱いに応じて、報告对象期間の末日における未達債務額を示すもの。延滞債権の取扱いが複数あるときは、各債権の未達債務額を合計して示す。

支払における未達債務の額を記載すること。当該末日が営業日ではないときは、当該期間の最終の営業日ににおける未達債務の額を記載すること。

4. 「報告基準日における未達債務の額」は、括弧内の記載に応じて、現に体験している限り保全金の額、限り保全金保全契約において供託されること

新しい、特に新規としている現行会計基準の範囲で、現行会計基準が本研究において最も重要な役割を果たすとされている金額及び現行会計基準が該当する基礎に基づき算定されている償付債務の額の合計額を記載すること。特定期資金移動業を営む場合は、特定期資金口座により管理する金額の額を記載すること。なお、「第（三）」には、「資金移動業の特別記載」を示す。

ること。ただし、特例対象資金移動業（法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。）について一括徴収（同様第5項第4号に規定する一括徴収をいう。以下この様式において同じ。）を行っている場合は又は特例対象資金移動業について定期保証金保全契約若しくは同行別保証金保全契約を締結している場合は、

金移動業に係る現行税額控除の若しくは復行税額控除法の特例を統合している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載する。また、二以上の資金移動業の種別を併存する場合(その當む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。)には、「(第○種)」の行を追加して記載する。

すること。
5.「報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額」は、法第45条の2第1項の規定の適用を受けている場合に記載すること。

(第2回)

2. 未達債務の概況

(1) 報告対象期間における為替取引の総取扱件数(件／月ごとに)、総取扱金額及び平均取扱金額(円／月ごとに)

① 総取扱件数	第1種	第2種	第3種	特定資金移動業	合計

年月	件	件	件	件	件
年月	件	件	件	件	件

年	月	件	件	件	件	件
② 累計取扱額						
第1種	第2種	第3種	特定資本移	合計		

	第1種	第2種	第3種	特定貨物移動量	合計
年月	四	四	四	四	四
年月	四	四	四	四	四

年	月	日	日	日	日	日
年	月	日	日	日	日	日

(3) 年均取扱金額

第1種	第2種	第3種	特定資本移

	第1種	第2種	第3種	非貿易移動 動量
年 月	四	四	四	四
期 日	四	四	四	四

年月	四	四	四	四
年月	四	四	四	四
(記入上の注意)				
1. 領事館領事館にカタログを提出する場合は領事館の封筒をもっており、領事館が提出する場合は領事館の封筒				

1. 報告対象期間における為替取引(特定貸託会社にあっては、特定貸託為替取引)の總取引件数、総取扱金額及び平均取扱金額については、為替取引を提供する国又は地域別に区分して記載すること。
2. 資本移動形態のうち電子手形手形の取引による為替取引を行なう場合は、為替保証為替

2. 資金移動業のうち電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は特定預託が為替取引を行う場合には、電子決済手段の名称ごとに、それぞれ電子決済手段の発行及び権限に区分して記載すること。
3. 従第2条第10項第4号の委託をした場合にあっては、資金移動業の名称ごとに、それ

と。

4. 特定信託会社にあっては、「未達債務」を「特定信託受益権の権行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。

(2) 口座を設定する場合にあっては、販売対象規制における口座件数(月／月ごとに)、

(2) 口座を設定する場合にあっては、報告対象期間における口座件数(件／月ごとに)、
口座平均残高(円／月ごとに)
① 口座件数

	第1種	第2種	第3種	合計
年月	件	件	件	件
年月	件	件	件	件

年 月	件	件	件	件
(2) 日平均荷高				
	第1種	第2種	第3種	
年 月	四	四	四	
年 月	四	四	四	
年 月	四	四	四	

(3) 為替證券等(第29条第2項に規定する為替證券等をいう。)を発行する場合にあっては、報告対象期間における発行枚数及び回収枚数(枚／月ごとに)
① 発行枚数

	第1種	第2種	第3種	合計
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚
(2) 100枚換算				
	第1種	第2種	第3種	合計
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚
年 月	枚	枚	枚	枚

年月	社員	社長	社外	合計
(単位)				
3. 対象会員における特例等の適用範囲				
① 対象会員における特例等の適用範囲				
② 一般会員としている場合に会員登録料一括支払をした場合(会員登録料一括支払をした日より翌月の会員登録料を含む会員登録料の適用範囲)				
③ 会員登録料を支払った場合は、一般会員として扱われる				
4. 対象会員料金の算定方法				
① 対象会員料金における課税対象会員料金(法第16条の2第1項第1号)に規定する課税対象会員料金の算定方法による場合(会員登録料を含む)				
② 対象会員料金における課税対象会員料金(会員登録料を含む)の算定方法による場合(会員登録料を含む)				
③ 対象会員料金における課税対象会員料金(会員登録料を含む)の算定方法による場合(会員登録料を含む)				
④ 対象会員料金における課税対象会員料金(会員登録料を含む)の算定方法による場合(会員登録料を含む)				
5. 対象会員料金の算定方法				
① 対象会員料金における課税対象会員料金(会員登録料を含む)の算定方法による場合(会員登録料を含む)				
② 対象会員料金における課税対象会員料金(会員登録料を含む)の算定方法による場合(会員登録料を含む)				
③ 対象会員料金における課税対象会員料金(会員登録料を含む)の算定方法による場合(会員登録料を含む)				
④ 対象会員料金における課税対象会員料金(会員登録料を含む)の算定方法による場合(会員登録料を含む)				
6. 対象会員料金における課税対象会員料金(会員登録料を含む)の算定方法				

イ. 金銭の場合			
供託番号	供託者名	供託金	種別
		円	当該種別に係る供託金の額
		円	第 種
		円	
		円	

- 「種別」とは、資金移動業の種別をいい(以下この様式において同じ)、「第一種」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業について一括併記をしている場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。
- 「当該種別に係る供託金の額」は、その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資

供托账号	款项	金额	评估率
12345678901234567890	借款	10000.00	100%

①			同	%
②				
③				

評価額	種別	当該種別に係る 既存資産
-----	----	-----------------

①	円	第 種	円
②			
③			

(記載上のは文)

1. 「預替団体」とは、その権利の帰属が社債等の預替に関する法律の規定による預替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる團体をいう。
 2. イ. の記載上の注意に準じて記載すること。 (第4回)

5. 股に接続している銀行保証会員契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額	種別
			四	

「種別」には、資金移動率の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動率に

保る限り保険金保全契約を締結している場合は、当該特例対象資金移動勘定に係る資本移動勘定の摘要を並べて記載すること。			
④ 既に締結している既行保険金投資契約の内容			

「種別」には、資金移動率の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動率に

保有権代位保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を記載すること。
7. 預託金等管理方法による管理の状況

預貯金等の名義	預貯金等の口座番号その他の 当該預貯金等を特定するための事項

K. 特定預託口座による世帯の状況	
預金等 の箇所 又は名 称	信託契約により受け 入れた金額の金額

		内 （年月日現在）		
--	--	--------------	--	--

1. 両面及び両面は、資金移動規制が選択した銀行保証金、銀行保証金保証契約者しきくは銀行保証金信託契約の内容は預貯金等管理方法(特定信託会社)にあっては、特定預貯口座、2. において同じ。)による保管の状況について記載すること。
2. 銀行会員期間に算する要取扱い額の種類、供託金額等しくは信託契約の額又は預貯金等管理方法に管理している金額の種類がわからずを第2項の次に述べ

○ 履行保証金信托契約の内容			
契約の形態	契約月日	契約当事者間	信託財産の額
			（年　月　日）現在

別紙様式第25号(第35条第5項関係)

《日本産業規格JIS》
年 月 日

第38条第5項関係

◎ 俗文化語彙 · 1

(日本郵便番号) 月 日 式第26
財務(支)局長 殿
届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号
届出受理番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号) —
住 所
電話番号() —
面 号

号 （第39条関係）

別紙様式第25号（第38条第5項関係）

別紙様式第26号(第39条関係)